

気象条件等に伴う学校の臨時休業等の基準について

鳥取県立米子高等学校

1 学校を臨時休業とする場合

(1) 基準等について

原則として、下表の情報の欄の各基準により、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定する（当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメールに配信する）。

〈避難情報等の情報等による臨時休業の基準について〉

情報	避難情報等 (気象庁又は市町村が発令)	防災気象情報 (国土交通省、気象庁、都道府県が発表)	その他
基準	①午前6時の段階で、学校所在地（米子市）を含む地区に対して、警戒レベル4～5のいずれかが発令されている場合 警戒レベル4～5 市町村が発令する行動を促す情報 「避難指示」（レベル4） 「緊急安全確保」（レベル5） (参考) 警戒レベル1及び2： 気象庁が発表（洪水注意報、大雨注意報、早期注意情報等） 警戒レベル3「高齢者等避難」	午前6時の段階で、学校所在地（米子市）を含む地区に対して、 ①大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発表されている場合 ②土砂災害警戒情報が発表されている場合 ③大雨警報及び洪水警報が発表されている場合 ④少なくとも大雨警報等の警報が一つは発表されており、以降の気象予報から、臨時休業の必要があると校長が認めた場合	①気象条件、J Rの運行状況・運行計画等により総合的に判断し、臨時休業の必要があると校長が認めた場合

※避難情報等：平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるような防災情報

※判断時間は原則、当日午前6時とするが、前日判断する場合は午後6時とする。

(2) その他

登校のため、午前7時までに自宅等を出発する生徒は、出発時の気象状況から、学校所在地（米子市）を含む地区に対する避難情報、防災気象情報及びJ R等交通手段の運行情報等の収集に努め、「自らの命は自らが守る」意識を持って慎重な判断を行うこと。

2 学校は臨時休業としないが、登校できない生徒を欠席扱いしない場合

原則として、以下の(1)及び(2)の場合は、生徒の安全等を優先し、登校を要しない。（当該登校を要しない旨は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメールに配信する）。

(1) 居住地区に避難情報等の発令等がある場合

ア 登校のため自宅等を出発する時点で、生徒の居住地区に1(1)の避難情報等にある警戒レベルが発令又は防災気象情報にある①～③の警報が発表になっている場合

イ 学校ホームページにより、指定する地区の生徒は登校を要さない旨の情報が掲載された場合

(2) J Rの各路線に運休等があった場合

概ね4限の授業開始時刻までに登校できる見込みがない場合については、登校せず安全確保に努める、若しくは家庭学習を行うこと。

3 学校を途中で授業を中止し下校させる場合

気象条件、J Rの運行状況・運行計画等により校長が総合的に判断し決定する。

（当該決定内容は、学校ホームページに掲載するとともにマチコミメールに配信する）。

4 その他

この基準等は令和3年7月15日から適用する。

この基準等は令和5年4月1日に改訂し、適用する。